

相談者（Aさん） 広域行政事務組合消防本部の総務係長をしています。当事務組合は三つの町村から構成されている組合で、地域の消防・救急行政を担っています。今日は、緊急自動車が発生当事者になった場合の過失割合について教えてください。

弁護士 過失割合という言葉が出ましたが、民法七二二条二項は「被害者に過失があつたときは、裁判所はこれを考慮して、損害賠償の額を決めることができる。」と規定しています。いわゆる過失相殺の規定になります。被害者にも落ち度がある場合には、損害を公平に分担すべきとの考え方であり、損害賠償における調整機能を果たしています。

Aさん 交通事故は事故ごとに類型化ができると思いますが、交通事故における過失相殺の一般原則には、どのようなものがあるのでしょうか。

弁護士 三つの原則があるとされています。一つ目は弱者優先の原則です。これは大型車より小型車が、小型車より二輪車が、二輪車より歩行者が、成人より幼児・お年寄りがそれぞれ過失の認定が緩やかになることを意味しています。二つ目は広路優先の原則です。広い道を走行してきた車の方が、狭い道を走行してきた車に優先します（道路交通法三六条二項）。三つ目が左方優先の原則です。他に条件が同じである場合には、自分から見て

法律に強くなる！

連載【まちづくりの法律相談】

第98回

緊急自動車の優先性 1

から、相手の車両を向かって左側に発見したときはその車両の右側によける余地が多いのに対して、相手の車両を右側に発見したときは、その左側によけようとする余地が少ないからである。」左側によけようとしても衝突してしまうことです。

Aさん 緊急自動車に優先性を認める様な法律の根拠はあるのですか。

弁護士 きちんと存在しています。道路交通法四〇条は、一項において「交差点またはその付近において、緊急自動車接近してきたときは、車両は交差点を避け、かつ、道路の左側に寄つて一時停止しなければならない」、二項においては「前項以外の場所において、緊急自動車接近してきたときは、車両は、道路の左側に寄つて、これに進路を譲らなければならない。」とそれぞれ規定しています。

Aさん 緊急自動車自体の走行についても優先的な規定があるのですか。

弁護士 これも存在しています。道路交通法三九条は、一項において「緊急自動車は、追越しをするためその他やむを得ない必要があるときは、道路の右側部分にその全部又は一部をはみ出して通行することができる。」、二項においては、「緊急自動車は、法令の規定により停止しなければならない場合においても、停止することを要しない。この場合においては、他の交通に注意して徐行しなければならない

左方にある車の走行が優先するということです（道路交通法三六条一項）

Aさん 一つ目と二つ目は感覚的に理解できましたが、三つ目の左方優先というのはどのような理由なのですか。

弁護士 解説書によると次のように書かれています。「車両が左側通行とされていること

ならない。」とそれぞれ規定しています。

Aさん 条文を読むと、確かに緊急自動車の優先性が明確に認められているのですね。三九条二項の本来は法令の規定により停止しなければならぬ場合というのは、どんなものがあるのですか。

弁護士 典型的には交差点で信号機が赤色を表示している場合でしょうか。信号が赤であつても緊急自動車は停止しなくて良いのです。踏切や横断歩道直前の停止もしなくても良いことになっています。このように緊急自動車に優先性が認められているのは、地域住民の生活の安全や生命・健康を守るという重大な使命を与えられているからです。一刻も早く現場に到着する必要があるからこそ、道路交通法も優先権を認めているのです。

Aさん 緊急自動車に優先権が認められている一方、緊急自動車が接近してきた場合の一般の自動車には、左側に寄つて一時停止したり、左側に寄つて進路を譲るといった避讓義務を課しているようですが、最近の運転マナーを見てみると、なかなか緊急自動車が近づいてきても、左側に停止したり、進路を譲る車が少なくなつたように思います。

弁護士 私も同じように感じていました。人の命がかかっているケースも多いのですから、緊急自動車の優先性を尊重すべきですね。
Aさん 緊急自動車といつても出動中の場合



に限つて優先権があるのでしようね。

弁護士 もちろんそのとおりです。緊急の職務のために運転する場合に限られています。また政令では、緊急自動車が優先するための要件として、サイレンを鳴らして、赤色の警告灯をつけることが必要です。緊急自動車近づいていることを周りの一般車両に知らせるためですね。それから、政令で定められてはいないのですが、赤色信号なのに交差点に進入する場合には、「今から救急車が赤信号の交差点に進入します。皆さま気を付けてく

ださい。」というようなアナウンスを流すことも多くなつてきました。一般自動車に停止や避讓することを促すのにとっても効果的だと思います。

Aさん 私もアナウンスを聞いたことがありますが。最近の自動車は気密性が高くなつていて、外部の音が聞こえにくくなつています。また、カーステレオを大きな音響で聞く若者も多いことから、サイレンだけではなく、交差点に進入するといった具体的なアナウンスは必要だと思ひます。

弁護士 先ほどAさんは、最近の一般自動車は緊急自動車が近づいてきても停止したり、避讓したりしないという指摘がありました。そうした社会的傾向は、過失相殺を考へる場合に緊急自動車にとつては不利な事情となつてしまうのか否かという難しい問題があります。法律の規範性現実の社会状況とに乖離があつた場合にどちらを重視するのか、ということに繋がります。そういう問題意識をもちつつ、次回は緊急自動車の裁判例を検討しましょう。

◎執筆者 佐藤 裕一 (さとう ゆういち)

弁護士法人杜協同 阿部・佐藤法律事務所
東北大学法科大学院教授 宮城県人事委員会委員